

「緊急地震速報」が10月1日からスタート

地震が恐ろしいといわれる理由の一つに、何の前触れもなく、突然、大地が揺れだすということがあげられます。例えば数秒程度のわずかな時間であっても、大きく揺れる前にそのことを知って、事前に身構えるなどの対応が取れば、自らの命を守ることが出来るかもしれません。これを可能にするのが、気象庁が中心に本運用に向けて取り組んでいる「緊急地震速報」という新しい地震情報です。

今年10月1日からテレビ・ラジオなどによる放送を含め、広く国民への情報提供を開始する予定で

す。緊急地震速報を有効に活用し、身の安全を守っていただくためには、情報を受けたときなどのように行動すれば良いかという「緊急地震速報の利用の心得」を理解することが重要です。

気象庁ホームページ

(<http://www.seisvolkishou.go.jp>)

/eq/EW/kaisetsu/index.html)

■問い合わせ先

岡山地方気象台防災業務課

☎086-223-1334

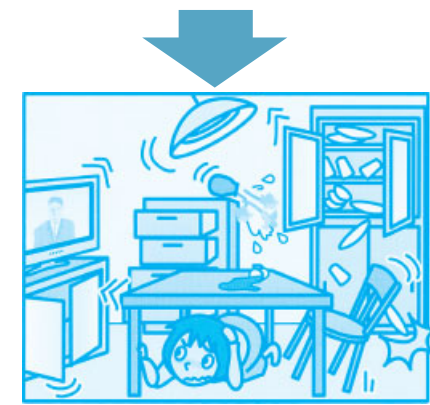
市地域安全推進室

☎0869-22-3904

緊急地震速報利用の心得

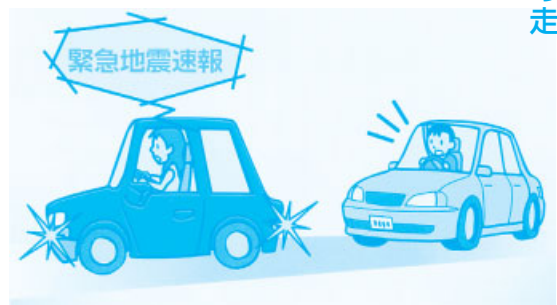
家庭では

頭を保護し丈夫な机の下などに隠れる
あわてて外へ飛び出さない



自動車運転中は

あわててブレーキをかけない
ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停止



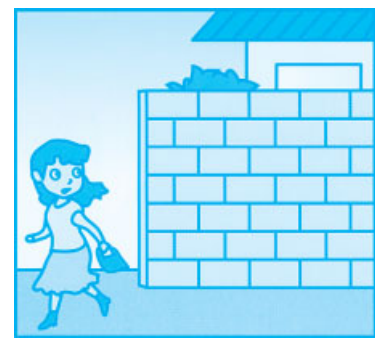
人がおおぜいいる施設では

係員の指示に従う
落ちついて行動
あわてて出口に走り出さない



屋外(街)では

ブロック塀の倒壊などに注意
看板や割れたガラスの落下に注意し、ビルのそばから離れる



鉄道・バス乗車中は

つり革、手すりにしっかりつかまる



山やがけ付近では

落石やがけ崩れに注意



道路交通法改正 飲酒運転の厳罰化!

飲酒運転の厳罰化を柱とした道路交通法一部改正案が6月20日に公布され、9月中旬に施行されます。主な改正点をお知らせします。

交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。

☆運転者本人に対する罰則

【酒酔い運転】

3年以下の懲役または50万円以下の罰金
↓
5年以下の懲役または100万円以下の罰金

【酒気帯び運転】

1年以下の懲役または30万円以下の罰金
↓
3年以下の懲役または50万円以下の罰金

☆運転者の周辺者に対する罰則

これまで、運転者本人とその周辺者に共犯関係(教唆・幫助)が存在した場合は、教唆犯・幫助犯として立証措置を講じていましたが、今回の改正により、車両提供などに対して個別に罰則が設けられることになります。

【車両提供】

- 運転者が酒酔い運転
5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 【酒類提供・同乗】
- 運転者が酒酔い運転
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転
2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- ☆救護措置義務違反(ひき逃げ)
5年以下の懲役または50万円以下の罰金
↓
10年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ☆飲酒検知拒否
30万円以下の罰金
↓
3カ月以下の懲役または50万円以下の罰金



「秋の交通安全県民運動」が始まります!

県警音楽隊を迎える出発式(9月20日午後1時)を皮切りに、秋の交通安全県民運動が、9月21日(金)から9月30日(日)までの10日間、展開されます。

秋の交通安全週間を機会に、家族の幸せを守るためにも、交通ルールを守る大切さを、家庭でも話し合ひましょう。

- スローガン
ゆずりあい 笑顔でど
うぞ交通マナー
- 最重要目標
高齢者の交通事故防止
- 重点目標
①飲酒運転の根絶
②夕暮れ時と夜間の歩
行中・自転車乗車中
の交通事故防止
③後部座席を含むシ
トベルトとチャイル
ドシートの正しい着
用の徹底
- ④交差点における正し
い通行の徹底
- 瀬戸内市における運動
の自主重点目標
①飲酒運転撲滅を家庭か
ら推進する
②交通マナーを高める(交
通三悪の追放)
③地域・家庭・職場など
における夜行反射材活
用の推進

